

さんदैケアホームヘルパーステーション利用料金表 《 訪問介護 》

介護保険一部負担額

令和6年4月1日現在

介護サービス利用者負担額	サービス時間	税区分	料 金
身体介護	20分未満	非課税	163円
	20分以上30分未満	〃	244円
	30分以上1時間未満	〃	387円
	1時間以上	〃	567円

※1時間半を超えて身体介護型サービスをご利用いただく場合には、30分増すごとに**82円**加算されます。

介護サービス利用者負担額	サービス時間	税区分	料 金
生活援助	20分以上45分未満	非課税	179円
	45分以上	〃	220円

※身体介護型サービスに引き続き生活援助型サービスをご利用いただく場合、20分以上45分未満で**65円**、45分以上70分未満で**130円**、70分以上で**195円**加算されます。

費 目	税区分	料 金	内 容
早朝・夜間加算	非課税	25%	早朝[午前6時～午前8時]・夜間[午後6時～午後8時]の時間帯にサービスを行った場合(基本料金の25%増し)
特別地域訪問介護加算	〃	15%	山間などの地域に所在する事業所の訪問介護員がサービスを行った場合(基本料金に15%加算)
緊急時訪問介護加算	〃	100円	居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合
初回加算	〃	200円/月	サービス提供責任者が初回若しくは同月内に訪問した場合
生活機能向上連携加算Ⅰ	〃	100円/月	理学療法士等と連携して計画に基づくサービス提供を行った場合
生活機能向上連携加算Ⅱ	〃	200円/月	理学療法士等と連携して計画に基づくサービス提供を行い、サービス提供責任者と理学療法士等で共同評価を行った場合
口腔連携強化加算	〃	50円/月	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科及び介護支援専門員に情報を提供した場合
認知症専門ケア加算Ⅰ	〃	3円	日常生活自立度ランクⅢ以上が入所者総数の半数以上で、技術的指導に関する会議を定期的で開催した場合
認知症専門ケア加算Ⅱ	〃	4円	同上のことに加え、認知症介護実践指導者研修修了者を配置し、定期的に認知症ケアに関する研修を実施している場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	〃	13.7%	介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を加算
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	〃	4.2%	介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を加算
介護職員等ベースアップ等加算	〃	2.4%	介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を加算

※当事業所は特別地域に指定されているため、基本利用料に15%の加算があります。ご了承ください。

※介護保険負担割合証の負担割合が2割又は3割と記載されている方は、介護保険一部負担額はその割合を乗じた額になります。

さんदैケアホームヘルパーステーション利用料金表 《 介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス) 》

介護保険一部負担額

令和6年4月1日現在

介護サービス利用者負担額	税区分	月 額	内 容
訪問型サービスⅠ	非課税	1,148円/月	要支援1・2、事業対象者の方で週1回程度利用
訪問型サービスⅡ	〃	2,296円/月	要支援1・2、事業対象者の方で週2回程度利用
訪問型サービスⅢ	〃	3,645円/月	要支援1・2、事業対象者の方で週2回を超える利用

費 目	税区分	料 金	内 容
初回加算	非課税	200円/月	サービス提供責任者が初回若しくは同月内に訪問した場合
特別地域訪問介護加算	〃	15%	山間などの地域に所在する事業所の訪問介護員がサービスを行った場合(基本料金に15%加算)
介護職員処遇改善加算Ⅰ	〃	13.7%	介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を加算
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	〃	4.2%	介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を加算
介護職員等ベースアップ等加算	〃	2.4%	介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を加算
口腔連携強化加算	〃	50円/月	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科及び介護支援専門員に情報を提供した場合

※当事業所は特別地域に指定されているため、基本利用料に15%の加算があります。ご了承ください。

※介護保険負担割合証の負担割合が2割又は3割と記載されている方は、介護保険一部負担額はその割合を乗じた額になります。